

弊社「システム利用規程」の改正のお知らせ

弊社システム利用規程の一部改正について、令和5年3月8日に改正、令和5年3月13日に施行することを予定しておりますので、お知らせいたします。

この改正は、国土交通省港湾局が管理・運営しているサイバーポートと NACCS との連携の一環として、民間事業者間の物流手続と通関手続のワンストップ化等の効率化を図るため、NACCS のお客様で、かつサイバーポート(港湾物流)の利用者でもある者が、サイバーポート(港湾物流)から NACCS 業務を行えるようにすることに伴い、所要の見直しを行うこととしたものです。

【改正内容のポイント】

○システム利用規程上、NACCS のお客様が任意で接続して輸出入等関連業務を行う点で、サイバーポート(港湾物流)と「民間システム」を機能的に同等のものとして、新たに「手続連携システム」を定義する。

なお、サイバーポート(港湾物流)から NACCS 業務を行う際には、サイバーポート(港湾物流)のアカウントと NACCS の利用者 ID の両方をあらかじめ取得する必要があります。また、当該業務を実施した場合の利用料金は、通常の NACCS 利用時と同様に課金されることとなります。

【お問合せ連絡先】

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

システム企画部調整課 小原・藤澤

Tel:03-6732-6150

E-mail: cp-naccs@naccs.jp